

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部

育児・介護休業手当金に係る給付日額の上限額の変更について

このことについて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ハに規定する賃金日額が変更されることに伴い、平成28年8月1日以降の期間について支給される育児・介護休業手当金に係る給付日額の上限額が次のとおり変更されますので、お知らせします。

記

1 育児休業手当金に係る給付日額の上限額

区 分	従前額	平成28年8月からの上限額
育児休業開始日から180日に達するまでの間に係る手当金 (支給率：67%)	12,982円	12,927円
181日以降に係る手当金 (支給率：50%)	9,688円	9,647円

2 介護休業手当金に係る給付日額の上限額

区 分	従前額	平成28年8月からの上限額
平成28年7月31日以前に開始された介護休業に係る手当金 (支給率：40%)	7,750円	7,718円
平成28年8月1日以降に開始された介護休業に係る手当金 (支給率：67%)	—	12,927円

担当：岡山県教育庁福利課給付班
電話：086-226-7606